

令和4年度の評価対象となる規制の特例措置一覧
(地域活性化部会)

資料 1

所管省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	過去 評価時期	認定件数 (第55回認定まで)
経済産業省	1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	省令	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。	平成18年度 下半期	1件
環境省	1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	省令	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物(廃酸など)の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。	初評価 (平成20年度のニーズ調査の結果を踏まえ予定していた評価を行わなかったため)	1件
環境省	1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	省令	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。	平成24年度 下半期	5件

特例措置番号1123の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】	5
⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】	9
⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1	10
⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル	11
⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	13
⑨ 参考：平成18年度下半期の評価意見	14
⑩ 参考：評価・調査委員会による調査結果（平成18年度下半期）	15
⑪ 参考：関係府省庁による調査結果（平成18年度下半期）	16
⑫ 参考：ニーズ調査結果（平成19年度）	17

研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（特例措置番号1123） （平成15年7月措置）

＜これまで＞

バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受けなくてはならない。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条

＜取り巻く環境の変化＞

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、研究開発の円滑化及び促進が期待されている。

研究目的の海洋温度差発電設備において、法定検査手続を不要とすることができる。

＜主な要件＞

- 研究開発を目的として設置される、海水温度差を利用して発電するバイナリー発電設備であること。
- 電気事業法39条第1項の技術基準に適合することを確保するために、研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されていること。
- 検討及び評価が適切になされる体制及び方策並びにこれらに係る事項が保安規程に定められていること。

認定計画数： 1 件（累計）
1 件（令和5年3月末現在）

◎実際の取組事例

～伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区～
（平成15年11月認定）

実施主体：佐賀県伊万里市

佐賀大学海洋エネルギー研究センター及び株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センターを核として、伊万里市内において知的基盤を形成するとともに、産学官の連携により、持続的な地域経済社会の活性化を図る。

また、再生可能エネルギーの分野で世界をリードする「持続可能な開発」の技術の高度化と集積を目指す。

②調査計画案の概要

特例措置の番号	1 1 2 3
特例措置の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H16 下、H17 下、H18 下

1. 過去の評価結果の概要

平成 18 年度下半期の評価においては、

- 発電設備の運転が開催された時点で再評価を行うこととされ、判断留保とされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 過去の評価時点では、発電設備の運転が開始されていなかったため、弊害の発生の予防措置としての機能及び発電設備の安全性について確認できず、判断保留とされた。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績（届出・検査不要となった件数）。
- 本特例措置の活用による経済的・社会的効果（費用削減効果や産業発展等）が発現しているか。
- 本特例措置の活用により、発電設備の安全性確保等の観点で弊害が生じていないか。
- 技術基準に適合することを確認するために設置された専門委員会の審議・評価の状況。
- 本特例措置の活用例が少ないことから、要件や手続などに課題があるか。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 自治体に対する質問項目
 - ・ 特区計画に記載された経済的・社会的効果の実現状況
 - ・ 本特定事業を実施するにあたっての要件・手続等に関する気づきの点
 - ・ 全国展開に当たっての見解
- 実際に事業を行う事業者への質問項目
 - ・ 具体的な届出、専門委員会の審議・評価の状況等の事実関係
 - ・ 全国展開に当たっての見解

③調査結果の概要

特例措置番号	1 1 2 3
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H16 下、H17 下、H18 下
調査対象の件数（回収数）	1 件（回収数 1 件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・ 特例措置活用自治体から、特区計画に示された①発電実験における自主保安による効果（1年間あたりの時間的・費用的削減効果）、②共同研究の推進による効果（共同研究数の推移）、③研究成果の産業への移転推進による効果（ベンチャー企業・雇用創出数の推移）、④間接効果（国際化の進展、地域開発の促進、観光資源としての活用、科学に触れ親しむ環境整備等）に関し、特区計画通り又は計画以上の効果が得られたという回答があった。
 - ・ 実際に事業を行う事業者からは、次のような回答があった。特区制度が適用されて以降、佐賀大学ではウエハラサイクルの発電実証やアンモニア水の媒体組成の最適化、アンモニア水用熱交換器の最適化などが進められている。これらの世界で最も進んだ研究開発がタイムリーに進められたのは法定検査の減免の効果が大きいと考えられる。
- 経済産業省の調査では、
 - ・ 規制緩和による事故（感電、火災など）や設備の故障による作動流体の漏洩等はなかったことが確認された。
 - ・ 規制緩和により経費の削減を実現し、研究に費やす時間を増やすことができ、その結果として新しい方式の発電技術を開発するなどの成果が表れていたこと、海洋温度差発電の研究は海外に比べてリードしており、国際的に高く評価されていることが確認された。
 - ・ また、今後の予定としては、久米島で1MWの設備を2026年までに建設することを計画していることが確認された。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・ 他の地域で、本特定事業の適用事例がない理由として、海洋温度差発電の、本格的な商用化がまだ進んでいない事が大きな理由と考えられるとの回答が活用自治体からあった。
- 経済産業省の調査では、
 - ・ 本設備においては、国が同意した特区計画に記載された専門家委員会の設置・開催を特例措置の要件の一つとした上で、設備の安全性が担保されているところ。このため、全国展開により、特区計画に対する国の同意無しで全ての設備の規制を緩和することになれば、安全性が担保されなくなる可能性が否定できないことが示された。

③調査結果の概要

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・ 事業者からは、本特定事業の仕組みは、発電設備の安全性が確保されていると言える。佐賀大学では2006年から特区制度の下で製造管理された熱交換器が納入され、研究開発のための運転が続けられているが、これまで事故と呼ばれる事象は発現していないとの回答があった。
- 経済産業省の調査では、
 - ・ 発電設備の運転時間が、短かったことから、全国展開した場合の安全性について確認できないことが分かった。なお、火力発電所の定期事業者検査では、累計運転時間2年となっている。

④評価・調査委員会による調査結果

特区事業の概要など（Ｑ１～５）	
特区の名称	伊万里サステイナブル・フロンティア特区
特定事業の名称・番号	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（特例措置番号５０４） 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（特例措置番号１１２３）
進捗段階	２．予定どおりに進んでいる／実施している
効果の発現	２．計画当初には期待していなかった効果が発現している

＜地方公共団体への質問＞

Ｑ６．貴市の特区計画には、計画の実施により期待される経済的・社会的効果が記載されていますが、特区計画に示された以下の①～④に関し、実際の効果の有無について、下記のＡ～Ｄの中で最も当てはまるものを選択するとともに、そのように考える理由を回答欄にご記入ください。その際、括弧書きに記載のとおり、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的にご回答ください。

- Ａ 特区計画通り又は計画以上の効果が得られた**
- Ｂ 特区計画通りの効果があったとはいえないが、一定の効果は見られた**
- Ｃ 特に効果は得られなかった**
- Ｄ 不明（計画の事業が未実施であるため効果を検証できない場合を含む）**

① 発電実験における自主保安による効果（１年間あたりの時間的・費用的削減効果）

効果の有無（ Ａ ）

理由：時間的・費用的削減効果があり、佐賀大学において海洋温度差発電に関する研究開発が加速された事で、ゼネシスにおいても海洋温度差発電にかかわる事業化調査や熱交換器の製造販売など具体的なビジネスチャンスを迎えようとしている。

時間的・費用的削減効果：６０分の１、６８０万円/年

② 共同研究の推進による効果（共同研究数の推移）

効果の有無（ Ａ ）

理由：件数より、共同研究の予算規模の大型化が進んでいる。当初は１千万規模であったが、現在、民間等の実証事業や国際事業等から約３～５億円規模の大型研究が、３件ほどの実績が上がっている。

共同研究数：７～１０件/年

③ 研究成果の産業への移転推進による効果（ベンチャー企業・雇用創出数の推移）

効果の有無（ Ａ ）

理由：ベンチャー企業等は増えていないが、商船会社やエネルギー会社等が民間企業の本格的な参入が２０２０年より始まり、アカデミア主導から民間主導に技術移転が進んでいる。

現在、沖縄県の久米島などで商用化に向けた取り組みが進む海洋温度差発電の設備生産が進めば、社内において大幅な人員の増加や設備投資が予定されるだけでなく、地域周辺の外注協力工場への発注量も急拡大する見通し。雇用創出数はこれからまでは横ばいでしたが今後３年間で平均５人/年程度の増加を見込んでおります。

ベンチャー企業：１社、雇用創出効果：５人/年（計画）

④ 間接効果（国際化の進展、地域開発の促進、観光資源としての活用、科学に触れ親しむ環境整備等）

効果の有無（ A ）

理由：国際的な人材育成プラットフォームとしての機能を構築して、発展しており、海洋温度差発電の研究開発で世界をリードする企業という事で、世界各地から多くの研究者の訪問を受けている。

海外からの見学、技術打合せ訪問者数：30～50人/年

<地方公共団体への質問>

Q 7. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

特になし。

<地方公共団体への質問>

Q 8. 貴地域以外に本特定事業の適用事例がない理由としてどのようなことが考えられますか。（要件・手続きの課題等）

海洋温度差発電が、本格的な商用化まだ進んでいない事が大きな理由と考えられる。

また、電気事業法に関わる法定検査手続きの不要化の対象が海洋温度差発電だけでなく温泉発電や工場排熱発電などのバイナリー発電分野におけるアンモニア使用ということまで拡大すれば適用事例も増えていくと考えられます。（現状、バイナリー発電の規制緩和は小型かつ代替フロン等の不活性ガスに限定されており、アンモニアは規制緩和の対象外であるため。）

<地方公共団体への質問>

Q 9. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

・ 貴地域以外で実施しても、効果・問題等が発生するか

・ 特区として先行して実施してきた貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

全国展開が広がると、構造改革による経済活性化の先導的例として、研究者や研究機関など知的資源が集積し活性化されるなど、国際化の進展や地域開発の促進が得られてたものがなくなるなどの影響を受けることになる考えられる。

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q 10. 本特定事業の実施により、研究開発の実施期間における届出・検査が不要となった件数（＝専門委員会での審査件数）について、届出・検査別かつ年度別（運転開始時～令和3年度）にご回答ください。

	工事計画の届出	使用前安全管理検査	溶接事業者検査	定期安全管理検査
H 1 6	1	1	1	0
H 2 0	0	0	0	1
H 2 8	0	0	0	1
H 2 9～R 3	0	0	0	0

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q 1 1. 運転開始前における、専門委員会の審議・評価による不承認、改善及び是正勧告等を受けたことがある場合は、その概要等についてご回答ください。

(有の場合、全件数記載してください。)

- ・ 日 付：H〇年〇月〇日
- ・ 概 要：〇〇の結果、〇〇の点が不承認とされた。
- ・ 理 由：〇〇のため

該当なし

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q 1 2. 専門委員会から承認され、運転開始後に機器や設備の不具合や故障等があった場合は、その概要及び原因等についてご回答ください。

(有の場合、事案毎に全件記載してください。)

- ・ 発生日：H〇年〇月〇日
- ・ 概 要：発電機の〇〇部分が故障
- ・ 原 因：〇〇のため

該当なし

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q 1 3. 専門委員会を構成して技術基準や安全等を自主的に評価する仕組みについて、運用にあたって留意・工夫した点及び発現した効果（安全意識・安全対策の向上、事故発生時の危害拡散防止策等）を具体的にご回答ください。

① 留意・工夫した点

専門家の選定

② 発現した効果

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q 1 4. 専門委員会を構成して技術基準や安全等を自主的に評価する仕組みについて、課題があれば、具体的にご回答ください。

特になし

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q 1 5. 本特定事業の実施に伴い、研究開発が迅速に行われることなどにより、発現した効果・成果を具体的にご回答ください。

特区制度が適用されて以降、佐賀大学ではウエハラサイクルの発電実証やアンモニア水の媒体組成の最適化、アンモニア水用熱交換器の最適化などが進められています。これらの世界で最も進んだ研究開発がタイムリーに進められたのは法定検査の減免の効果が大きいと考えられます。

また、近年では設備の簡素化を目標とした純アンモニアを媒体とするカスケードランキンサイクルの研究が加速されており、その場面でも特区制度のメリットが大いに生かされていると考えます。

＜実際に事業を行う事業者への質問＞

Q 1 6. 本特定事業の仕組みは、発電設備の安全性が確保されていると言えますか。また、その理由について具体的にご回答ください。

安全性が確保されていると言えるか： 言える

理由：佐賀大学では2006年から特区制度の下で製造管理された熱交換器が納入され、研究開発のための運転が続けられていますが、これまで事故と呼ばれる事象は発言していません。

＜実際に事業を行う事業者への質問＞

Q 1 7. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

- ・ 貴地域以外で実施しても効果・問題等が発生するか
- ・ 特区として先行して実施してきた貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

海洋温度差発電の普及とともに温泉発電や地熱発電においてもアンモニアを使用したバイナリー発電が増えることで脱炭素化に貢献すると考えます。

アンモニアやアンモニア水を用いた発電サイクルの研究において佐賀大学とゼネシスは世界でも最も豊富な実験データと知見を有しています。

＜実際に事業を行う事業者への質問＞

Q 1 8. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する他の法制度の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

海洋温度差発電とその原理を共有する代替フロンを熱媒体とする温度差発電に対しては近年様々な形で規制緩和が進んでおり海洋温度差発電の試験装置でも代替フロンが使用されているケースがあります。

一方で代替フロンは温室効果も高く本特区で対象としているアンモニア（温暖化係数1以下、代替フロンの約1/1000）への転換が世界の流れとなっております。

海洋温度差発電の適地である九州以南の南西諸島や小笠原などにおいても特区制度の拡大があれば、脱炭素や新たな産業振興に伊万里市や佐賀大学の技術が更に活用できると考えております。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑤関係府省庁による調査結果

令和4年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	経済産業省 産業保安G 電力安全課
2. 特例措置番号	1123
3. 特定事業の名称	研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不用化事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	・規制緩和により、発電設備の安全性は保たれているのか。 ・規制緩和が研究開発の促進にどれほど寄与しているか。また、本研究の全国展開の目処はいつ頃か。
② 調査方法	・伊万里市に対して、研究の現状や規制緩和による弊害の有無について、書面による調査を実施。 ・佐賀大学、(株)ゼネシスに対して、研究の現状や規制緩和による弊害、全国展開について、佐賀大学研究本部と伊万里サテライトにて現地調査を実施。
③ 調査対象	・伊万里市 ・佐賀大学 ・(株)ゼネシス
④ 調査の実施時期	・調査票の配布 令和4年12月 ・現地調査 令和4年12月 ・調査票の回収 令和5年1月 ・調査結果のとりまとめ 令和5年1月
⑤ 調査結果	・規制緩和による事故(感電、火災など)や設備の故障による作動流体の漏洩等はなかった。また、法令上は、特例措置により実施の必要がない検査についても、一定の年限(4年又は8年)を定めて自主的に実施しているなどの取組により、安全は保たれていた。 ・規制緩和により経費の削減を実現し、研究に費やす時間を増やすことができ、その結果として新しい方式の発電技術を開発するなどの成果が表れていた。海洋温度差発電の研究は海外に比べてリードしており、国際的に高く評価されている。また、今後の予定としては、久米島で1MWの設備を2026年までに建設することを計画している。
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	無し。
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	本設備においては、国が同意した特区計画に記載された専門家委員会の設置・開催を特例措置の要件の一つとした上で、設備の安全性が担保されているところ。このため、全国展開により、特区計画に対する国の同意無しで全ての設備の規制を緩和することになれば、安全性が担保されなくなる可能性が否定できない。 加えて、本設備の設置者は、本来特例措置により省略することが認められている自主検査についても定期的の実施している。従って、かかる自主検査によって、これまで特段の弊害無く安全性が担保されてきているとも考えられる。 よって、本特例措置をただちに全国展開することは困難であり、今後の運転状況も踏まえつつ、引き続き、適切な規制のあり方について検討していくことが望ましい。

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 （1）出力が100キロワット未満であること。 （2）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 （2）当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 （3）保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1 1 2 3 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

1. 特例を設ける趣旨

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施の対象としない特例措置を設けることにより、海水温度差発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす海水温度差発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接事業者検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『出力が100キロワット未満であること』

『電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にする観点から、出力及び電氣的環境について制限しています。

「電線路（当該施設が発電に係る電気を受電するための電線路を除く）により当該施設を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般の電力系統と電氣的に接続されていない又は技術的に接続されないことを示します。なお、発電設備の起動時等に外部から受電する必要がある場合をかんがみ、当該設備が電気を受電するための電線路は除いています。

②『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出や、国等による各種安全管理検査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施し、電気事業法第39条に基づく技術基準への適合性を判断するために、各分野

の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	佐賀県	伊万里市	伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区	伊万里市の全域	本計画は、佐賀大学海洋エネルギー研究センター及び株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センターを核として、伊万里市内において知的基盤を形成するとともに、産学官の連携により、持続的な地域経済社会の活性化を図るものである。 また、再生可能エネルギーの分野で世界をリードする「持続可能な開発」の技術の高度化と集積及びその実証によって、成果を隣接の地域、さらには全国に波及させ、閉塞的なわが国の経済を活性化することを目指すものである。	504 1123	・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 ・研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	第3回

⑨参考：平成18年度下半期の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	1123
②	特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす研究開発用海水温度差発電設備の発電実験について、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。
⑤	評価	その他(発電設備の運転が開始された時点で評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、発電設備の運転が未だ開始されていないため、弊害の発生の有無を判断する段階にないとのことである。実施主体によれば、平成19年6月頃までに、発電設備の設置を行う予定とのことである。これに対して、本特例措置は、過去2回の評価においても、発電設備の運転開始時期の延期により判断留保とされてきた経緯があり、特区計画が円滑かつ確実に実施されるよう、求めていくべきとの意見があった。 発電設備の運転が開始された時点で、再度全国展開に関する評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。また、全国展開に当たっては、他の温度差発電についても同様に規制緩和できないか、検討を行うこと。 なお、1142研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業について本特例措置に先行して発電設備の運転が開始された場合には、両特例措置について同時に全国展開に関する評価を行うこと。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

特定事業番号	1123（エネルギー・安全）
特定事業名	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
特定事業の内容	一定の要件を満たす海水温度差発電設備の発電実験について、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。
措置区分	省令

特定事業の概要など（発送数：1、回収数1）					
都道府県	申請主体名 （地方公共団体名）	特区の名称	進捗 段階	効果の 発現	予定と の差
佐賀県	伊万里市	伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区	1	1	3

※概要表の見方

進捗段階	効果の発現	予定との差
1. 現在特定事業を実施中 2. 特定事業を開始したばかり 3. 準備段階である 4. 準備段階にも入っていない	1. 発現している 2. 発現していない 3. わからない	1. 認定時の予定より進んでいる 2. 認定時の予定通りに進んでいる 3. 認定時の予定より遅れている

具体的な効果の発現状況
- 発電機自体の稼働には至っていないが、規制緩和による発電実験システムの研究開発、実験機器の改良等が進んだほか、海洋温度差発電関連企業や、半導体関連産業などの進出が決定し、企業誘致、雇用創出の面で波及効果が発現している。 - 佐賀大学海洋エネルギー研究センターは、平成19年度より文部科学省の全国共同利用施設として認定された。若い研究者の定着および雇用効果が期待される。 - 従来必要な関連手続きが簡素化された。 - これらの成果は外部から評価されており、平成17年9月には、日本国際万博協会より、特区事業の基幹技術である海洋温度差発電が「愛・地球賞」を受賞した。 - 市民を対象としたオープンラボ開催や見学受け入れにより、年間3千人超の施設訪問があり、伊万里の新観光スポットになりつつある。また、市内中学校では、教材用海洋温度差発電実験装置を用いた授業が行われるなど、市民の理解、関心が高まった。

導入して良かった点
- 海洋エネルギーに関する研究開発の促進と民間企業等との連携強化が図られた。 - 佐賀大学や佐賀県、中小企業基盤整備機構、企業などの産学官連携による新産業創出に向けた取り組みが活発になった。 - マスコミ等を通じて情報発信ができ、海洋先端都市のイメージアップにつながるとともに、産業(学術)観光の展開に期待が持てるようになった。

進捗が予定より遅れている場合の理由
発電機への変更は、研究開発においてシステムの特性が十分に明らかになった時点で行う予定であったが、研究の進展に伴い新しい知見が得られ、これらを発展させているためである。システム(配管等)の改良による性能向上およびアンモニアと水の最適組成を明らかにし、発電機の設置を行う予定である(2007年 6月)。

特定事業成功に向けての鍵
担当教官を中心にした大学内部での研究推進体制の確立

一年間に節減できるコスト
3,000万円～5,000万円程度。事業規模全体は1億5千万円程度(教員人件費を除く)

自主的な評価をできるようにする際の留意・工夫点、効果(事業者)
- 約30年間の研究開発実績にもとづく安全基準を設定し、安全でかつ機動的に対応できるようにした。さらに安全衛生管理者を中心とする安全パトロールを徹底した。 - このことにより、センター内の関係者の連携が強化され、安全意識が高まった。

自主的な評価をできるようにしたことによる効果(地方公共団体)
安全のための専門家委員会は、実際の実施事業者である佐賀大学海洋エネルギー研究センターに一任している。伊万里市は、産業の創出及び雇用の創出の事務局的役割を担い、センターと連携を図っている。

本特例措置の他の温度差発電への応用可能性、その場合の必要条件
地球温暖化やCO2削減等で研究開発及び利用推進が進められている120℃以下の排熱利用温度差発電(温排水温度差発電)などは、全国的な利用が考えられる。現在、佐賀大学海洋エネルギー研究センターの技術を用いて、これらの発電システムを実用化したいとの共同研究や協力依頼が急増している。

特定事業の将来に向けての展望等
- 本特区事業の海洋温度差発電関連の研究成果を活用した関連産業や研究機関を集積することにより、海洋エネルギー研究先導都市をめざしている。 - 特に、特区事業の効果により、国内における海洋温度差発電の導入が検討されており、これらプロジェクトとの連携を図り、全国的な事業として進むことが期待されている。 - 関連企業の誘致が進展しており、今後の人材育成と産業創出への進展が望まれる。

⑪参考：関係府省庁による調査結果（平成18年度下半期）

平成18年度〔下半期〕調査報告（規制の特例措置用）

1. 規制所管省庁名	経済産業省
2. 特定事業の番号	1123
3. 特定事業名	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

4. 弊害の発生に関する調査

4-1 調査（その1） ※複数の弊害を想定して調査を行った場合は、弊害ごとに4-2以降同様の様式を用いて記述すること。

①	調査内容	ボイラ・管等の破損による作動流体（アンモニアと水の混合物）の漏えいや、発電機の破損による感電・火災等の事象が、法定検査を省略することにより発生していないかを確認する。
②	調査方法	発電設備の運転状況（発電機の設置状況を含む）、専門家委員会の開催状況等について、現地での設備確認とヒアリングにより調査を実施した。
③	調査対象	佐賀大学海洋エネルギー研究センター
④	実施スケジュール	平成18年10月26日 現地での設備確認とヒアリング
⑤	調査結果	発電設備の運転は未だ開始されていない。 専門家委員会における審議、承認を経て、平成19年6月頃までに、発電設備の設置を行う予定とのこと。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	発電設備の運転が未だ開始されていないため、弊害の有無を判断する段階にない。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	発電設備の運転が未だ開始されていないため、全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。

5. その他の調査

5-1 調査（その1） ※複数の調査を行う場合は、5-2以降同様の様式によること。

①	調査内容	—
②	調査方法	—
③	調査対象	—
④	実施スケジュール	—
⑤	調査結果	—

研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業(1123)

特定事業の設置経緯

提案者のこれまで(提案者:伊万里市(佐賀大学))

- 研究開発を目的として設置されるバイナリー発電設備であっても、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査、研究期間中の定期安全管理検査等の法定検査が必要であった。

構造改革特区

特例措置の概要

- 技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制や方策、並びにこれらに係わる事項が保安規程に定められている場合には、法定検査を不要とすることができることになった。

特定事業の実施

特定事業の実施状況

- 現在の認定状況:1件(提案者のみ) 伊万里市【伊万里サステイナブル・フロンティア特区】
- 佐賀大学海洋エネルギーセンターにおいては、関連の研究事業は実施しているが、特例措置が適用される実験用発電設備用の発電機は未設置であり、本特例措置の適用段階に至っていない。
- 要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

特例措置の更なる実施の可能性

その他ニーズの状況

主な意見など

行政評価局による 調査の概要

- 他の1地方公共団体及び2電力会社に対して、本特例措置の活用予定について調査した結果、活用予定はなかった。

研究開発用海水温度差発電は開発途上の技術であり、経済的に成り立たない。(1地方公共団体及び2電力会社)

現在、研究開発を行っておらず、今後の活用予定はない。(1地方公共団体及び2電力会社)

今後の実施増加の見込み

今後の実施増加の可能性は小さい

- ① 経済的な問題等により、当該技術を開発しようとする者が限られる。
 - ② 他の地方公共団体及び2電力会社でも研究開発を行っておらず、活用予定はない、としている。
- (注)佐賀大学では、他の地域での活用の可能性も将来検討の余地があるとしている。

特例措置番号1308の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】	4
⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】	8
⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1	15
⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル	16
⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	17
⑨ 参考：ニーズ調査結果（平成 19 年度）	18

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（特例措置番号1308） （平成18年4月措置）

＜これまで＞

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていない。

※「特別管理産業廃棄物」とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物（廃酸など）

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7

＜取り巻く環境の変化＞

特別管理産業廃棄物をローリーやドラム管で運搬しているが、多額の費用が発生しており、費用の削減が求められている。

特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に、
運搬用パイプラインを用いることができる。

＜主な要件＞

- 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

認定計画数：1件（累計）
1件（令和5年3月末現在）

◎実際の取組事例

～大分臨海コンビナート活性化特区～
（平成18年7月認定）

実施主体：大分県

大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された日本でも数少ない、バランスのとれた臨海工業地帯を形成している。

コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。



特別管理産業廃棄物中間処理施設

②調査計画案の概要

特例措置の番号	1308
特例措置の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
過去の評価時期	—（H20：ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。）

1. 過去の評価結果の概要

当初評価予定であった平成 20 年度時点において、本特例を適用した特区計画の認定件数は、提案者である大分コンビナート立地企業連絡協議会に関連する計画（大分県【大分臨海コンビナート活性化特区】）の 1 件のみという状況を踏まえ、特例措置に関するニーズ調査（対象：34 道府県・3 事業者）を実施した。その結果、

- ・本特例措置を「活用するつもりがない」との回答が約 9 割、
- ・本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由として、「該当者・該当施設がない」「企業側からのニーズ・要望がない」との回答が約 7 割、

という結果のため、今後の実施の可能性が小さいことから、予定していた評価を実施しないこととした。

その後、新たな特例措置の活用実績は無いものの、関係省庁とともに改めて評価時期の検討を行い、令和 3 年 10 月 6 日の評価・調査委員会における意見として、当該特例措置の評価時期を令和 4 年度とした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

（本年度が最初の調査）

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により地域活性化につながる経済的社会的効果（輸送コストの削減・省エネルギーや地球温暖化防止効果）が発現しているか。
- パイプライン輸送における安全対策（廃棄物の飛散・流出対策）の内容や事故発生時の対応方法等に関する取り決めの内容。
- 本特例措置の活用例が少ない理由として要件や手続などの問題について考えられるものがあるか。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

（本年度が最初の調査）

③調査結果の概要

特例措置番号	1308
特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
過去の評価時期	—
調査対象の件数（回収数）	1件（回収数1件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・ 特区計画の実施により期待される経済的社会的効果の達成状況について、概ね目標値どおりであることが確認された。計画における、5年間のコスト削減効果は、2千万円であるが、過去5年間のコスト削減効果は、1千数百万円となっている。
 - ・ 特区計画に記載した経済的社会的効果以外で、想定していなかった効果としては、省エネルギー効果、CO2削減効果が発現している可能性があるという回答があった（パイプラインを使用せず、ローリー車両で特別管理産業廃棄物を運搬する場合と比べて、燃料が不要となり、排ガスが発生しないことによる）。
 - ・ 特定事業の実施状況としては、平成18年度にパイプライン設備を敷設し、同年8月より運搬を開始、コンビナートより排出する特別管理産業廃棄物の廃酸（高沸廃液）を同コンビナート内に立地する中間処理施設で焼却処理するためにパイプラインにて運搬、平成18年～令和3年度の累計輸送量は29,520トンとなっている。
- 環境省の調査では、実利用者である処理業者、排出事業者及び大分市からの回答からは全国展開に伴う弊害は特にないと確認された。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 環境省の調査において、実利用者である処理業者、排出事業者及び大分市からの回答からは全国展開に伴う弊害は特にないと確認された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査において、
 - ・ 特定事業の要件のうち「異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混同しないこと。」について、当該廃棄物用の専用設備として、運転、設備管理をしていることが確認された。
 - ・ 特定事業の要件のうち「特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。」について、当該廃棄物の性状、使用条件に適応した材質等で設備設置の上、使用し、パトロール等による異常監視を行っていることが確認された。
- 環境省の調査において、
 - ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、調査した地方公共団体は、次のことを挙げている。
 - ① 該当する施設や事業者が存在しない。また、存在したとしても企業側からの要望やニーズがない。
 - ② そもそも、特別管理産業廃棄物の排出量が少ないため、必要がない。
 - ③ 特例措置を適用するためには、莫大な投資を必要とするが、それに見合うだけの効果が得られるという確証はなく、また管理上の問題も生じてしまう。

④評価・調査委員会による調査結果

特区事業の概要など（Q1～5）	
特区の名称	大分臨海コンビナート活性化特区
特定事業の名称・番号	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業 (特例措置番号 1308)
進捗段階	2. 予定どおりに進んでいる／実施している
効果の発現	1. 計画当初から期待していた効果が発現している

<地方公共団体への質問>

Q6. 特区計画には、計画の実施により期待される経済的社会的効果が記載されていますが、その達成状況について、下記のA～Dの中で最も当てはまるものを選択して下さい。

また、そのように判断した理由について具体的にご記入ください。

・経済的社会的効果の達成状況
A / B / C / D
・達成状況に至った要因（B以外を選択した場合に記入）

<地方公共団体への質問>

Q7. 特区計画に記載する経済的社会的効果について、事業実施当初から現在に至るまでの実績を年度ごとにご記入ください。

管理・輸送コスト削減効果				
R3: 270 万円	R2:340 万円	R1:230 万円	H30:360 万円	H29:270 万円
H28: 410 万円	H27:470 万円	H26:250 万円	H25:200 万円	H24: 200 万円
H23: 240 万円	事業開始～H22 累計：1,830 万円			
省エネルギー効果				
R3:	把握していない			
H28:				
H23:				
	H22:	H21:	H20:	H19:
地球温暖化防止効果				
R3:	把握していない			
H28:				
H23:				
	H22:	H21:	H20:	H19:
設備投資額				
R3:	当初の設備投資のみ			
H28:				
H23:				
	H22:	H21:	H20:	H19:

＜地方公共団体への質問＞

Q 8. 特区計画に記載した経済的社会的効果以外に、想定していなかった効果が発現している場合は、その内容をご記入ください。

省エネルギー効果、CO2 削減量は把握していないが、ローリー車両で運搬での燃料・排ガス削減等により効果が発現している可能性があります。

＜地方公共団体への質問＞

Q 9. 特区計画に基づき、実際に運搬用パイプラインを用いた特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の実施状況について、具体的にご記入ください。

（例：パイプラインの敷設時期・稼働時期、事業開始から現在までの運搬した廃棄物の種類・数量等）

平成 18 年度にパイプライン設備を敷設し、同年 8 月より運搬を開始。昭和電工株式会社の大分コンビナートより排出する特別管理産業廃棄物の廃酸（高沸廃液）を同コンビナート内に立地する鶴崎共同動力（株）鶴崎事業所の中間処理施設で焼却処理するためにパイプラインにて運搬。平成 18 年～令和 3 年度の累計輸送量は 29,520 トン。

＜地方公共団体への質問＞

Q 10. 本特定事業の実施にあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

特にありません。

＜地方公共団体への質問＞

Q 11. 貴自治体内におけるニーズ等を踏まえ、本特定事業以外の事業者が当該特例措置を活用する可能性についてご回答ください。

当自治体内石油化学プラントは 1 か所しかないため、他事業者での活用は考えられません。

＜事業を行う事業者への質問＞

Q 12. 特例事業の要件のうち「異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混同しないこと。」について、具体的にどのような対応をしているかご回答ください。事業開始以降、対応に変更があった場合は、その変遷も含めてご回答ください。

当該廃棄物用の専用設備として、運転、設備管理をしております。事業開始以降変更はありません。

<事業を行う事業者への質問>

Q13. 特例事業の要件のうち「特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。」について、具体的にどのような対応をしているかご回答ください。事業開始以降、対応に変更があった場合は、その変遷も含めてご回答ください。

当該廃棄物の性状、使用条件に適応した材質（SUS316L）等で設備設置の上、使用し、パトロール等による異常監視を行っています。事業開始以降変更はありません。

<事業を行う事業者への質問>

Q14. 本特定事業における経済的社会的効果に関し、安全性の向上が確保される点が挙げられていますが、事業を実施するなかで、廃棄物が飛散・流出する事故やヒヤリ・ハット等の発生の有無についてご記入ください。

事案がある場合、その具体的な内容を下記に沿ってご記入ください。（複数の場合、事案毎に全件ご記入ください。）

事故等の発生有無

有 / 無

事故等の具体的な内容

<事業を行う事業者への質問>

Q15. 本特定事業の実施により得られた経済的社会的効果（企業活動におけるメリット・デメリット）についてご回答ください（想定していなかった効果が発現している場合は、その内容をご記入ください。）。

そのうえで、今後も本特定事業を継続するか、継続していくための課題点等について、可能な範囲でご回答ください。

パイプラインによる送給を可能とした事で、ローリー搬送の配管切り離し操作等により発生する少量の液抜き、ローリー車両からの排ガスの排出が無くなり、環境保全上の改善がありました。経済的にもローリー車両に係る輸送・管理コストの削減が図れました。

<事業を行う事業者への質問>

Q16. 本特定事業の実施にあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

特にありません。

<提案者（大分コンビナート立地企業連絡協議会）への質問>

Q17. 貴協議会内の他事業者において、当該特例措置の活用可能性の有無についてご記入ください。

なし。

石油化学プラントは1か所しかないので、他事業者での活用は考えられません。

＜提案者（大分コンビナート立地企業連絡協議会）への質問＞

Q 18. 当該特例措置は貴協議会からの提案を受け制度化されておりますが、現時点での活用実績が1件のみであり、活用が進まない理由としてどのようなことが考えられますか。（要件・手続きの課題等）

パイプラインで結ばれている必要があるため、対象事業所が他にはありません。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑤関係府省庁による調査結果

令和4年度調査報告（規制の特例措置用）

1. 関係府省庁名	環境省
2. 特例措置番号	1308
3. 特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	(特例事業利用者及び認定自治体) ・特例事業の実施状況 ・規制の特例措置による弊害の発生の有無 (特例事業を実施していない自治体(都道府県)) ・特定事業を実施できない、もしくはしない理由
② 調査方法	・電子メールによる書面調査
③ 調査対象	・実利用者(処理業者1件、排出事業者1件、大分市) ・地方公共団体(都道府県)
④ 調査の実施時期	令和4年11月14日～令和5年1月11日
⑤ 調査結果	【別紙】参照。
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	特になし。
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	実利用者である処理業者、排出事業者及び大分市からの回答からは全国展開に伴う弊害は特に無い。

調査結果の概要

特例措置 1308 「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」
(令和5年1月11日現在の特区としての実施数：1)

< 現行規制の概要 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。

< 特例措置の概要 >

地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。

< 調査対象、方法及び結果 >

- ・ 本特例措置の要件である、石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画を作成している **33道府県**（特区窓口又はコンビナート事務担当）に対して、本特例措置の活用についてアンケートを実施した。アンケートの結果、すでに利用している大分県以外は全て「活用するつもりはない」といった回答であった。

< 実施が低調な主な原因・理由等 >

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、調査した地方公共団体は、次のことを挙げている。
 - ① 該当する施設や事業者が存在しない。また、存在したとしても企業側からの要望やニーズがない。
 - ② そもそも、特別管理産業廃棄物の排出量が少ないため、必要がない。
 - ③ 特例措置を適用するためには、莫大な投資を必要とするが、それに見合うだけの効果が得られるという確証はなく、また管理上の問題も生じてしまう。

特例措置調査結果（１３０８）

特 例 措 置 番 号		1308
特 例 措 置 名		特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
現 行 規 制 の 概 要 (関係法令等の名称及び条項)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「令」という。）第６条の５第１項第１号の規定によりその例によることとされた令第４条の２第１号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）第３条第３号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の２第１号ハ、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の７）
特 例 措 置 の 概 要		地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。
提 案 主 体		大分県
特 例 措 置 に 係 る 特 区 の 認 定 状 況		１件
調 査 対 象 機 関	規制所管省庁	環境省
	提 案 主 体	大分県
	認 定 申 請 主 体	大分県
	調 査 対 象	地方公共団体 34 件（33 道府県＋１市）、 実利用者 2 件（排出事業者 1 件＋処理業者 1 件） に対するアンケート調査
	そ の 他	－
調査結果		
１ 地方公共団体に対するアンケート結果の概要 地方公共団体 33 道府県へ特例措置 1308 の活用についてアンケートを実施した。すでに活用している大分県を除き、「活用するつもりがない」という回答結果となった。その他特区認定が少ない原因・理由等、詳細なアンケート結果は以下のとおり。		

(1) 現在の特例 1308 を活用したいと考えるか。

アンケート内容	件数	%
①. 活用したい	1	3
②. 活用する予定がすでにある	0	0
③. 活用したいが、できない	0	0
④. 活用するつもりがない	32	97
合計	33	100

特例措置 1308 を利用したいかという質問に対して上図の結果が得られた。「活用したい」と回答した地方公共団体は大分県のみであったが、回答理由としては『大分県において、現在活用している。』というものであり、その他の地方公共団体については、「活用するつもりがない」という結果となった。

また、「活用するつもりがない」と回答した地方公共団体の意見について、そのほとんどが『企業側からのニーズがない』というものであった。参考までにその他の意見についても以下に記載する。

- ・ 多量排出事業所と処理施設が近接していないため。（山形県）
- ・ 特別管理産業廃棄物の排出量が少量であり、企業からの要望もないため。（静岡県）

(2) 本特例措置に係る特区認定が現在 1 件となっており、特区認定が少ない原因・理由等

アンケート内容	件数	%
①. 企業側からのニーズ・要望がない	27	63
②. 該当者・該当施設がない	6	21
③. 対象となる廃棄物が少ないと考えられるため必要性がない	3	7
④. 設備投資に見合う効果が見込めないと考えられるため	2	5
⑤. 管理上の問題があると考えられるため	1	2
⑥. その他	1	2
合計	43	100

※ 複数回答した地方公共団体もあったため回答者数とは合致しない。

回答「⑥. その他」については、『ニーズ調査等を行っていないためわからない。』という内容であった。

(3) 本特例措置に関する自由記述の中では、以下の意見があった。

- ① (1)、(2) で回答したように、本特例を利用しようとする事業者からの要望がないため、本特例の認定が進んでいない状況であると考えます。（神奈川県）。
- ② 上述のとおり、当県においては現行の規制内容で問題は無い。そのため、企業側においてもニーズがない。（愛媛県）

2 本特例措置の実施状況について

特例措置 1308 を活用している実利用者 2 件（排出事業者 1 件＋処理業者 1 件）及び実利用者が排出する産業廃棄物の管轄である大分市に対し、現在の取組状況についてアンケ

ートを実施した。

特例措置 1308 を利用している中での事故等の問題は特に無く、また、全国展開をした場合の弊害についても「特になし」という回答であった。その他、アンケート結果の詳細は以下のとおり。

【排出事業者】

(1) 運搬用パイプラインで輸送している特別管理産業廃棄物について、廃棄物の性状に関する情報。

項目	数値 (単位)	備考
(1) 液密度	900 K g / m ³	ρ μ 特別管理産業廃棄物 (廃酸) (基準 P H ≤ 2.0) 危険物第 4 第 2 石油類 (基準 21℃ ≤ 引火点 < 70℃)
(2) 液粘度	14 C ・ P	
(3) P H 値	0.7 ~ 1	
(4) 引火点	42 ~ 45℃	
(5) 組成		
酢酸	27%	
水分	4 %	
エチレングリコールジ酢酸エステル	12%	
ポリマー	4 %	
T B C	2 %	
酢酸カリウム	1 %	
その他高沸有機物	50%	
(合計)	(100%)	

(備考) 高沸廃液を発生している有機化学品製造プラントにおいて使用している原料や触媒等の組成や、反応機構の面で、高沸廃液の中にはプロセス上、重金属類他の特定有害産業廃棄物が含まれることはない。

(2) 運搬用パイプラインによる搬出が開始したことにより、施設の維持管理等にどのような変化があったか。

(回答) 送給ポンプ、配管による連続送給となっています。

運転部門による定期パトロールを行い、異常が見られた場合には設備を停止し、保全部門による修繕を行う管理をしています。関連運転マニュアル作成している。

(3) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて「経済的社会的効果が期待できる」としてはいますが、期待していた成果があったか。

(回答) 成果があった。

パイプラインによる送給を可能とした事で、ローリー搬送の配管切り離し操作等により発生する少量の液抜き、ローリー車両からの排ガスの排出が無くなり、環境保全上の改善がありました。

(4) 事故や災害等の生活環境保全上支障を生じるような事態が生じたか。生じた場合は、その状態と原因、対応措置について。

(回答) 特にない。

開始以降、現在まで、事故・災害の発生は有りません。

(5) 特区が全国展開された場合、何らかの成果、弊害が生じると考えられるか。

(回答) 特にない。

廃棄物の性状に適合した材質(本事例では SUS316L)を選定する、等、適切な設備設置、及び設備・運転管理を行う事で問題なく展開出来ると考えます。

(6) このほか、特区計画実施するにあたり、問題が生じた点、今後の課題となる点、疑問点、全国展開に伴う点などについて。(自由記述)

(回答) 特にない

【処理業者】

(1) 特区計画の実施によって運搬される特別管理産業廃棄物の1日の平均処理量、稼働時間及び1年間の処理量について。

項目	数値(単位)
①. 1日の平均処理量	6 t / 日
②. 稼働時間	8,000 時間 / 年
③. 年間の処理量	2,000 t / 年

(2) 運搬用パイプラインによる搬入が開始したことにより、施設の維持管理等にどのような変化があったか。

(回答) 送給元の移送ポンプ、配管による連続受入となっています。

運転部門による定期パトロールを行い、異常が見られた場合には設備を停止し、保全部門による修繕を行う管理をしています。(関連運転マニュアル有)

(3) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて成果はあったか。

(回答) 成果があった。

パイプラインによる受入を可能とした事で、ローリー搬送の配管切り離し操作等により発生する少量の液抜き、ローリー車両からの排ガスの排出が無くなり、環境保全上の改善がありました。

(4) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて弊害が生じたか。

(回答) 特にない。

弊害の発生は有りません。

(5) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて弊害が生じたか。

(回答) 特にない。

廃棄物の性状に適合した材質(本事例では SUS316L)を選定する、等、適切な設備設置、及び設備・運転管理を行う事で問題なく展開出来ると考えます。

(6) このほか、特区計画を実施するにあたり、問題が生じた点、今後の課題となる点、疑問点、全国展開に伴う点などについて。(自由記述)

(回答) 特に有りません。

【大分市】

(1) 排出事業者又は中間処理業者において、環境法令違反はありましたか。ある場合は、違反者、時期、違反した法令、内容、市の対応状況、結果について記載してください。

(回答) 違反はなかった。

(2) 周辺住民から排出事業者又は中間処理業者に対して、生活環境に関する情報等がありましたか。ある場合は、情報の対象者、時期、情報の内容、市の対応状況、結果について記載をしてください。

(回答) 特になし。

(3) 特区計画の実施に関して、大分県、排出事業者又は中間処理業者と情報交換をしていますか。情報交換をしている場合は頻度、内容等について具体的に記載してください。

(回答) 特にしていない。

(4) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて成果はありましたか。具体的に記載してください。

(回答) 特にない。

(5) 環境保全の観点から、特区計画を実施したことについて弊害が生じましたか。具体的に記載してください

(回答) 特にない。

(6) 特区が全国展開された場合、何らかの成果、弊害が生じると考えられますか。具体的に記載してください。

(回答) 特にない。

(7) このほか、特区計画を実施するにあたり、問題が生じた点、今後の課題となる点、疑問点、全国展開に伴う点などについて、自由に記載ください。(自由記述)

(回答) 未記載。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	1308
特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1308 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業

1. 特例を設ける趣旨

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは原則として認められていませんが、特区内に限り、一定の要件を満たす場合には、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

2. 特例の概要

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていません。しかし、特区内に限り、一定の要件を満たし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないと認められる場合に、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いる場合、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないように、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- (3) 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	大分県	大分県	大分臨海コンビナート活性化特区	大分市の区域の一部（大分川右岸以東の大分都市計画区域で定める工業専用地域及び工業港区に指定された工業地域）	大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された日本でも数少ない、バランスのとれた臨海工業地帯を形成している。しかし、近年、中国をはじめとしたアジアにおける素材産業の台頭は著しく、国際競争力の強化に向けたコンビナート地区の活性化が必要である。このため、コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。	1308	・特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例	第11回

⑨参考：ニーズ調査結果(平成20年度) 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業(1308)

特定事業の設置経緯

提案者のこれまで(提案者:大分県)

- 大分県では今後、コークス炉の追加や高性能触媒への対応など生産設備の増強を図るため、生き残りをかけた大規模な投資を計画する一方、更なる競争力を確保するためには規制緩和をはじめ、エネルギーや資源の共有化など企業が連携して取り組まなければならない構造改革が必要となってきた。

構造改革特区

特例措置の概要

- 地方公共団体が、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる。特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれもなく安全に輸送することができる方法に変更され、しかも積替え作業や産業廃棄物管理票(マニフェスト)発行の省略によって低コスト処理が実現する。

特定事業の実施

特定事業の実施状況

- 現在の認定状況:1件(提案者のみ) 大分県【特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業】
- 大分県では特別管理産業廃棄物である廃酸(高沸廃液)は大分石油化学コンビナート内に立地している昭和電工(株)大分コンビナートから排出されている。本事業では、この廃酸(高沸廃液)を大分石油化学コンビナート内に立地している鶴崎共同動力(株)の中間処理施設(焼却処理)までパイプラインを用いて輸送し焼却処理する。
- 要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

特例措置の更なる実施の可能性

その他ニーズの状況

調査の概要

- 34道府県(特区窓口)と3事業者に対して、ニーズの有無等をアンケートにより照会、1県でのみ今後活用したいという意見があり、4団体で活用したいが出来ないとの回答を得た。
- それ以外の活用可能性はなし。

主な意見など

今後の産廃事業の展開により、活用も選択枠の一つと考え活用したいと思うが、現時点では、活用の具体的事案なし。(1県)

該当する施設や事業者が存在しない。また、存在したとしても企業側からの要望やニーズがない。(29団体)

今後の実施増加の見込み

今後の実施増加の可能性は、小さい。

- 今後活用の可能性がある、と回答した自治体は4団体。
- 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由としては、
 - 該当する施設や事業者が存在しない。また、存在したとしても企業側からの要望やニーズがない。
 - 特別管理産業廃棄物の排出量が少ないため、必要がない。
 - 特例措置を適用するためには、莫大な投資を必要とするが、それに見合うだけの効果が得られるという確証はなく、また管理上の問題も生じてしまう。